

認定試験の目的

要綱第19条

MR認定試験(以下「認定試験」という。)は、導入教育の基礎教育を修了認定された者に対して、基礎教育の到達レベルに達していることを公正に客観的に評価するために実施する。

[解説]

認定試験は、MRに求められる共通の基礎的知識の理解度を公正かつ客観的に評価するために実施する。

導入教育の基礎教育を修了認定された者とは、要綱ならびに細則の第2章「教育研修」に則って企業または実施機関が導入教育の基礎教育の計画の届け出、実施及び実施報告の申請を行い、修了認定された者とする。

認定試験の実施

要綱第20条

認定試験は、マークシート方式の筆記試験によって次のとおり実施する。

- (1) 毎年1回、12月第2日曜日に実施する
 - (2) 受験会場は、東京・大阪の2地区とする
2. 認定試験で出題する問題は、試験委員会にて作成する。
 3. 天災その他の事由により、第1項で定めた方法で試験を実施できないとセンター理事長が判断した場合は、理事会にて代替方法を決議し、受験者に通知する。

[解説] 関連要綱細則第21条 (下記掲載)

認定試験の実施方法は、毎年、「MR認定試験要項」として企業用と個人用を発出する。試験委員会の委員は年度ごとにセンターHPに掲載する。

天災その他の事由による認定試験の実施に変更がある場合は、随時センターHPの「緊急のお知らせ」に掲示し、周知を図る。

関連要綱細則

(試験要項の発出)

第21条 センターは、毎年認定試験を実施する3カ月前までに試験要項を発出し、認定試験の実施に係る具体的内容を通知しなければならない。

受験資格

要綱第21条

認定試験を受験できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 導入教育又は導入教育の基礎教育を修了認定された未受験者
- (2) 認定試験不合格者(再受験者)
- (3) 認定証の失効者のうち、有効期限から4年以上経過している者
- (4) 認定試験合格証の有効期限内に認定証の交付申請をしなかった者
- (5) 第35条の規定に基づき、認定証が取り消された日から3年以上経過した者

[解説]

認定試験の受験資格は、毎年、センターHPに「MR認定試験要項」として企業用と個人用を掲載する。

年齢制限は撤廃され、学生でも受験が可能となった。

また、認定証の失効者のうち、有効期限を過ぎて4年以内の者は、MR学習ポータルに掲載された更新時確認ドリルで更新することができるので受験資格はない。

受験科目

要綱第22条

認定試験の受験科目は、次の3科目とする。

- (1) 医薬品情報
- (2) 疾病と治療
- (3) MR総論

2. 医師、歯科医師及び薬剤師については、次の2科目の受験を免除することができる。

- (1) 医薬品情報
- (2) 疾病と治療

3. 再受験者の受験科目は、不合格科目とする。ただし、合格科目の有効期限は、初回受験年月から5年間とする

[解説] 関連要綱細則第22条 (下記掲載)

認定試験の受験科目及び出題範囲は、毎年、センターHPに「MR認定試験要項」として企業用と個人用を掲載する。

関連要綱細則

(認定試験の出題範囲)

第 22 条 認定試験の出題範囲は、MR テキストとする。

- (1) 当該年度の具体的な出題範囲は試験要項にて通知する

受験申請

要綱第 23 条

認定試験の受験を希望する者は、センター理事長へ受験申請を行わなければならない。

[解説] 関連要綱細則第23条、25条（下記掲載）

認定試験の受験申請は、毎年、センターHPに「MR 認定試験要項」として企業用と個人用を掲載する。

関連要綱細則

(受験申請)

第 23 条 企業に所属する者が受験を希望する場合は、企業が MRO を通じて受験申請する。

2 実施機関で導入教育の基礎教育を修了した、企業に所属しない個人が受験を希望する場合は、次のいずれかの方法で受験申請する。

- (1) 実施機関が MRO を通じて受験申請する
- (2) 実施機関が当該受験申請者を MRO で登録解除をした上で、個人が直接センターへ受験申請する

3 受験資格を有する者のうち、企業に所属しない個人が受験を希望する場合は、個人が直接センターへ受験申請する。

(認定試験の受験料)

第 25 条 認定試験の受験料は、次の各号で示す。

- (1) 2 科目以上受験者は 12,000 円とする
- (2) 1 科目受験者は 8,000 円とする

合否判定

要綱第24条

認定試験の結果は、試験委員会にて審議した結果を理事会に答申し、合否を決定する。

[解説]

認定試験の問題は、試験翌日にセンターHPに掲載する。

試験結果の合否判定は、試験運用規定（非公開）に基づき厳正に審議し決定する。

結果通知

要綱第25条

認定試験の結果は、文書をもって通知する。

[解説] 関連要綱細則第24条（下記掲載）

認定試験の結果通知は、毎年、1月末日に文書で通知する。

関連要綱細則

（合否結果の通知）

第24条 認定試験の合否結果の通知方法は次の各号で示す。

- (1) 企業に所属する者には、企業を通じて合否結果を通知する
- (2) 企業に所属しない個人には、直接合否結果を通知する

合格の取り消し

要綱第26条

センター理事長は、認定試験を受験して合格した者が不正行為を行ったことが明らかになった場合、その合格を取り消すことができる。

2. 第1項の措置に異議がある場合は、センター理事長へ不服の申し立てをすることができる。

[解説]

認定試験において如何なる不正行為もセンターは認めない。

不正行為が明らかになった場合は、企業に所属する者であれば総括教育研修責任者に、企業に所属しない個人であれば、実施機関の教育研修管理責任者に報告を行い、導入教育の取組み状況の結果詳細ならびに再発防止につき検証を行う。